

ブライダルのために音楽を複製する場合の 使用料について～2019年10月1日から実施～

著作権※2・著作隣接権の使用料は、次のとおりです。

ISUM掲載楽曲

| 利用方法 | 著作権使用料 (JASRAC) | 著作隣接権使用料 (RIAJ) | 例えば…使用料は?(税別) JASRACとRIAJの各々の使用料です |
|--|---------------------|---|---|
| 演出用のビデオ(動画) ・動画のプロフィールビデオ ・動画のエンディングビデオ ・余興用ビデオ …等 | 3個(枚)毎 2,000円/1曲 | 1個(枚) 3,000円/1曲 | 動画プロフィールビデオ製作 (製造数:DVD1枚、1曲収録) JASRAC: 2,000円 RIAJ: 3,000円 |
| 演出用のスライドショー (静止画) ・静止画のプロフィールビデオ ・静止画のエンディングビデオ …等 | 3個(枚)毎 400円/1曲※3 | 3個(枚)毎 7,500円/5曲まで | 静止画プロフィールビデオ製作 (製造数:DVD1枚、1曲収録) JASRAC: 400円 RIAJ: 3,000円 |
| 演出用の録音 ・入退場、キャンドルサービス、 余興用CD …等 | | 1個(枚) 3,000円/1曲 or 3個(枚)毎 7,500円/5曲まで | 入退場、キャンドルサービス用CD製作 (製造数:CD1枚、1曲収録) JASRAC: 400円 RIAJ: 3,000円 |

※1 新郎・新婦や列席者が自作した演出用のプロフィールビデオや余興用CDなどの複製物（ブライダルコンテンツ）をいいます。個人で権利処理する場合、JASRACやRIAJなどへ直接利用申請してください。

※2 著作権使用料はJASRACが著作権（複製権）を管理する楽曲を利用した場合の使用料です。JASRACが複製権を管理していない楽曲は、他の音楽著作権管理団体もしくは著作権者に直接お問合わせください。

※3 2022年3月31日まで400円/1曲、2024年3月31日まで700円/1曲、2024年4月1日以降1,000円/1曲となります。また、ディスプレイに音源と共にその歌詞又は楽譜を表示させる場合の使用料は、この使用料に50%相当額を加算した額となります。

ISUM非掲載楽曲

①著作権使用料 (JASRAC)

上表の利用方法に応じた著作権使用料と同一の額になります。ただし、動画に利用する楽曲が外国曲の場合は、上表の「2,000円/1曲」に、その外国曲を管理する音楽出版者が指定した額（指し値）が加算されます。利用申請前に音楽出版社に連絡し、指し値額を確認してください。

②著作隣接権使用料 (RIAJ)

RIAJの管理する音源であれば、上表の利用方法に応じた著作隣接権使用料と同一の額になります。ただし、RIAJの管理していない音源については、音源を管理している事業者（レコード会社など）へ利用申請してください。



上のQRコードにアクセスいただき、ISUM楽曲データベースへの掲載の有無をご確認ください。（掲載がない場合にはリクエストすることも可能です。）

著作権と著作隣接権

音楽を創作した作詞者・作曲者など“音楽をつくる人”の権利「著作権」と、伝達に重要な役割を果たしているレコード会社・ミュージシャンなど“音楽を伝える人”の権利「著作隣接権」があります。

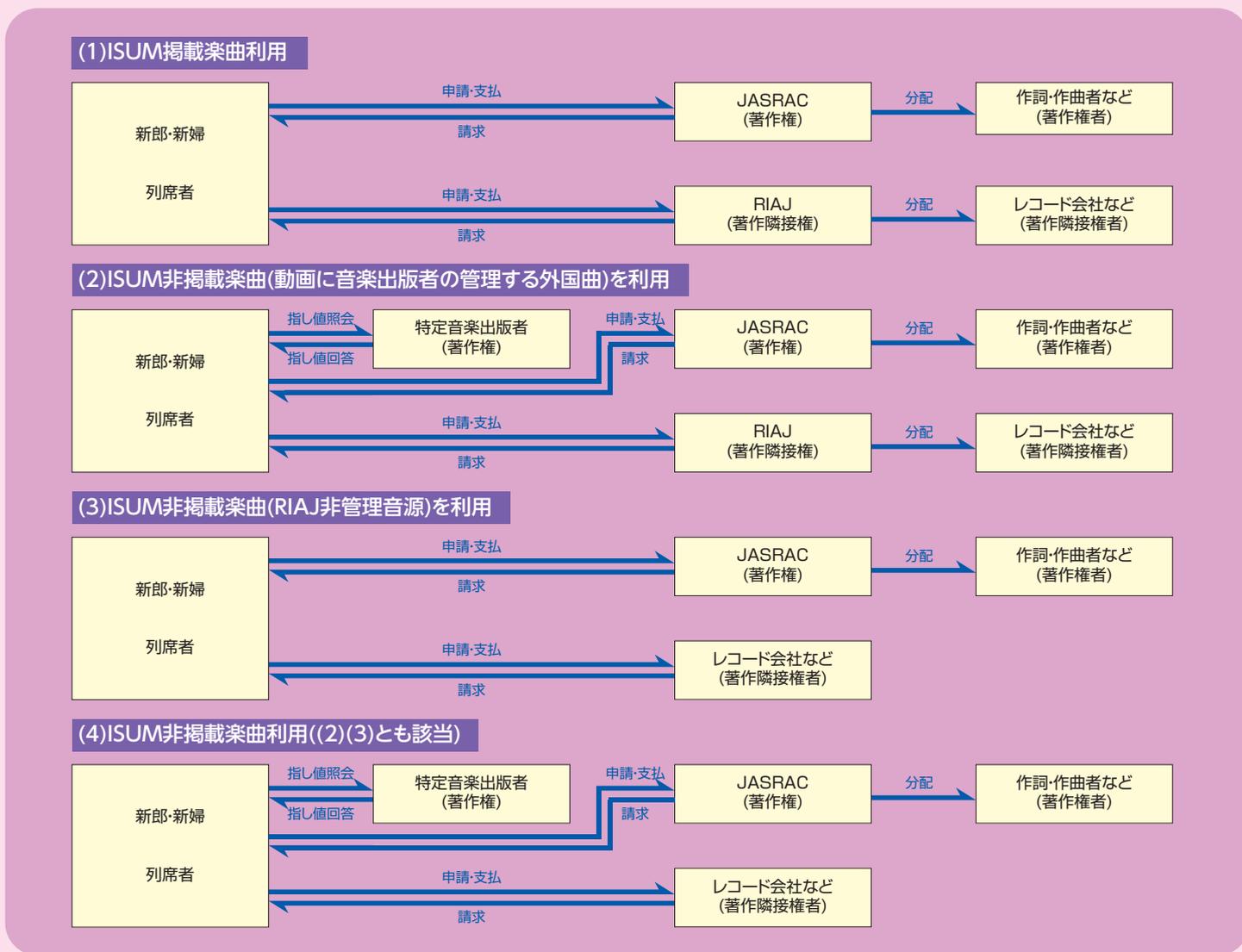
「著作権」「著作隣接権」を有する「権利者」は音楽を利用する人に対し許可することができます（著作権法第63条、103条）。

日本音楽著作権協会(JASRAC)、日本レコード協会(RIAJ)とは?

権利者は「著作権」「著作隣接権」の「権利」を JASRAC や RIAJ などの管理事業者に預けることができます。JASRAC と RIAJ は権利者から「権利」を預かり、音楽を利用する人に対し権利者に代わって許可します。また、利用者から利用の対価である使用料を受け取り、受け取った使用料を権利者へ分配している団体です。

手続きの流れ

新郎・新婦や列席者が自作したブライダルコンテンツを個人で利用申請する場合の手続きの流れは以下のとおりです。



お問合せ・ご相談は

著作権について



一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

ビデオグラム課 TEL (03)3481-2172
録音課 TEL (03)3481-2169

著作隣接権について



一般社団法人日本レコード協会(RIAJ)

分配・業務部 TEL (03)5575-1307